

令和7年度ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認知度向上事業業務委託仕様書

1. 件名

令和7年度ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認知度向上事業業務委託

2. 目的

本市ブランド農産物の魅力を伝える事業展開に取り組み、イベントや飲食店等を活用したプロモーションを行うことで、本市ブランド農産物を中心に市内産農産物の訴求を図るとともに認知度向上に努め、農産物の消費促進に繋げることを主な目的とする。

3. 背景

本市では、市内で生産された農産物の地産地消の推進及び販路拡大を図り、効率的かつ安定的な農業経営基盤の強化に資するため、平成26年度に「ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認定制度」を創設し、ブランド農産物の認証や周知PR、農産物活用の推進に取り組み、本市農産物の知名度向上とイメージアップ及び農業の活性化を図っている。当制度では、「レディーファーストトマト」や「特別栽培米コシヒカリ」をふるさと龍ヶ崎ブランド農産物(以下「市ブランド農産物」という。)に認証して知名度向上に努めており、「レディーファーストトマト」については、茨城県青果物銘柄産地にも指定され、市を代表する農産物として市場からも高く評価されている。

また、平成29年度より、専門家を食と農のアンバサダーとして任命し、本市農産物の活用方法や調理レシピの開発など、農産物の食材としての魅力や新たな活用方法など可能性の幅広い発掘を図り、令和6年度においては、認知度向上事業業務委託により、首都圏を中心に市ブランド農産物を使用した料理を提供する事業を実施し、SNSを活用するなど、より一層のイメージアップに取り組んでいる。

4. 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで
ただし、検査期間10日間を含むものとする。

5. 通則

受注者は本業務を実施するにあたり、龍ヶ崎市(以下「市」という)に実施計画書(任意様式。ただし、各作業項目及びスケジュールなど、事業実施のうえで必要な内容を明記のこ)を提出し、詳細に協議したうえで作業を進めるものとする。

また、受注者は、本業務の趣旨を理解し業務を進めること。

6. 業務内容

(1) 業務方針の検討及び業務計画書、認知度向上への取組提案の作成

本業務の目的、背景を踏まえて業務方針を提案すること。業務計画書は下記(2)、(3)の事業実施に向けた業務の概要を示したうえで、各業務の詳細な事業計画を記載すること。

また、成果の一つとして、今年度の事業を通じて把握した本市ブランド農産物の特徴を基に、市ブランド農産物がさらに飛躍するためのPR方法及び販路などの提案を作成すること。

(2) 市ブランド農産物PR業務

市ブランド農産物(レディーファーストトマト、特別栽培米コシヒカリ)の認知度を向上させるための事業展開及び広告宣伝の実施

ア 業務内容

(ア) ポップアップレストランの実施

市ブランド農産物(レディーファーストトマト、特別栽培米コシヒカリ)を主とした料理を提供するポップアップレストランを東京都内に開設すること。また、市ブランド農産物の魅力を最大限伝えるためのPR動画の作成や、SNS等の、より多くの視聴が見込める媒体を活用した広告宣伝を行い、認知度の向上及び消費を拡大させること。

(イ) 龍ヶ崎市内でのイベント実施

(ア)で開設する店舗を基に、龍ヶ崎市内において、出張店舗イベントを実施すること。

イ (2)の実施にあたっての共通条件

・市ブランド農産物である「レディーファーストトマト」、「特別栽培米コシヒカリ」のメインターゲットを(ア)、(イ)において以下のとおり設定する。ただし、市ブランド農産物の認知度向上及び消費拡大に対し、より有効と思われるターゲットが設定できると考える際には、ターゲットを含めた提案ができるものとする。

(ア)東京都に住む又は通勤・通学する20代～40代

(イ)龍ヶ崎市に住む20代～40代

- ・メインターゲットに高い訴求効果が期待できる場所及び内容で実施すること。
- ・実施期間を設定し、開始時期、内容等については、発注者と協議のうえ、決定すること。
- ・レディーファーストトマトと特別栽培米コシヒカリを活用した料理等を提供し、必ず「龍ヶ崎」で生産された農産物であることがわかる表記をすること。ただし、出荷状況や生育状況等によって、市ブランド農産物の使用が困難と認められる場合については、発注者と協議のうえ、市ブランド農産物以外の農産物を使用し料理等を提供すること。
- ・実施にあたって広報資材を作成し、効果的な周知を実施すること。その際、資材の種類、内容、数量等については、発注者と協議のうえ、決定すること。
- ・広報資材は市公式ホームページ等の市が管理する媒体で使用可能なものとするだけでなく、量販店等への提供など幅広く認知度向上活動で使用できるよう作成すること。
- ・SNS等を活用した場合は、アクセス解析ツールを使用し、視聴・閲覧回数や視聴者の属性など反応が数値化できる項目を可能な限り抽出すること。また、それ以外の媒体等を活用した場合も閲覧数などを可能な限り抽出し、レポートにまとめ提出すること。
- ・ホームページの作成を行う際は、市ブランド農産物のPRを実施し、イベント情報やプレゼントキャンペーンなど幅広く情報を掲載し、積極的に消費者等に訴求を図ること。また、令和8年3月20日までにデータ引渡しを完了させること。

- ・アンケートを実施し、感想や評価、認知度など情報収集すること。なお、内容については、発注者と協議のうえ、決定すること。

ウ (ア)の実施にあたっての条件

- ・実施期間を1カ月程度設定すること。
- ・実施にあたってメインターゲットに高い訴求効果が期待できる外看板を設置すること。
- ・イベントデーを複数日設定し、通常営業で提供されるメニューと異なった料理を提供するイベントを実施すること。

エ (イ)の実施にあたっての条件

- ・(ア)の出張店舗であることがわかる外観とすること。
- ・(ア)で提供されるメニュー以外に、実施時期に旬な農産物を使用したオリジナルメニューを提供すること。

(3) 市ブランド農産物事業者連携業務

市ブランド農産物(レディーファーストトマト、特別栽培米コシヒカリ)を活用した料理等の提供による認知度向上業務の実施

ア 業務内容

(ア) 市ブランド農産物フェアの実施

市ブランド農産物の食材としての魅力を一般消費者はもとより、提供する側の事業者・料理人等に感じてもらうことができる事業展開を行うこと。

(イ) 市ブランド農産物マルシェの実施

首都圏の事業者(飲食店を含む)と連携して市ブランド農産物を活用したマルシェを開催すること。

イ (3)の実施にあたっての共通条件

- ・メインターゲットは(2)に記載する対象と同一とする。ただし、市ブランド農産物の認知度向上及び消費拡大に対し、より有効と思われるターゲットが設定できると考える際には、ターゲットを含めた提案ができるものとする。
- ・メインターゲットに高い訴求効果が期待できる場所及び内容で実施すること。
- ・実施期間を設定し、複数回実施すること。その際、延べ日数、内容等については、委託者と協議のうえ、決定すること。
- ・店舗 WEB ページ上でのPRや、SNS等の活用に加え、(2)で作成した広報資材も活用し市ブランド農産物の食材としての特徴や魅力が、消費者に最大限伝わる内容とすること。
- ・開催にあたって広報資材を作成し、効果的な周知を実施すること。その際、資材の種類、内容、数量等については、発注者と協議のうえ、決定すること。
- ・アンケートを実施し、感想や評価、認知度など情報収集すること。なお、内容については、発注者と協議のうえ、決定すること。

ウ (ア)の実施にあたっての条件

- ・レディーファーストトマトと特別栽培米コシヒカリを活用した料理等を提供し、必ず「龍ヶ崎」で生産された農産物であることがわかる表記をすること。ただし、出荷状況や生育状況等によって、市ブランド農産物の使用が困難と認められる場合については、発注者と協議のうえ、市ブランド農産物以外の農産物を使用し料理等を提供すること。
- ・実施店舗ごとに市ブランド農産物を使用したオリジナルメニューを提供すること。

エ (イ)の実施にあたっての条件

- ・首都圏の事業者(飲食店を含む)と連携して、レディーファーストトマトと特別栽培米コシヒカリを中心とした龍ヶ崎産農産物を販売するマルシェを実施すること。なお、内容等については、発注者と協議のうえ、決定すること。

(4) 打ち合わせ

事業実施に合わせ、必要な打ち合わせを行う。なお、議事録は受注者が作成する。

(5) その他の提案

本項(2)及び(3)に記載の業務内容は、公募時点で本市が最低限実施すべきものとする。提案者の専門的立場から、本業務の費用範囲内で各業務に関連する効果的な提案がある場合は、追加の提案も可能とする。

7. 事業実施に当たっての留意事項

- (1) 事業の目的を達成するため、効果的な事業実施を図ること。
- (2) 事業の実施場所の選定及び実施に至るまでの調整は受注者側で行うこと。
- (3) 広告宣伝・広報資材の作成及び作成に必要な撮影・編集などの一切の作業を受注者が行うこと。
- (4) 広報資材は著作権などの取扱いに注意し作成すること。
- (5) 本業務に係る一切の費用は、受注者の負担とする。

8. 成果品

本業務の成果品を下記のとおり提出することとする。

- (1) 業務委託完了報告書の提出 3部
- (2) 業務委託完了報告書 データ(形式は問わないが、PDF形式が適当)
- (3) 今後の認知度向上及び販売促進への具合的な取組提案書
- (4) 制作した広報資材

ア 紙媒体

現物及び市が指定する形式でデータを提出すること。

イ 動画

一般的なPCでの再生が可能なデータ形式で提出すること。

ウ その他データ

以下のすべてのブラウザに対応しているフォーマットでデータを提出すること。

- ・Microsoft Edge
- ・Google Chrome
- ・Mozilla Firefox
- ・Apple Safari
- ・Apple Mobile Safari
- ・Android Browser

(5)その他、市が必要と判断した資料

9. その他

- (1) 本業務での成果品等の著作権は市に属するものとする。なお成果品の中で、第三者の使用許可を要するなど、市に著作権を帰属させることができないものがある場合は成果品にその資料を添付し、契約期間満了後の使用等については、必要に応じてその都度協議をするものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合、詳細な業務内容については、その都度市と協議するものとする。